

下水道管渠工事施工管理基準

西条市

令和5年4月

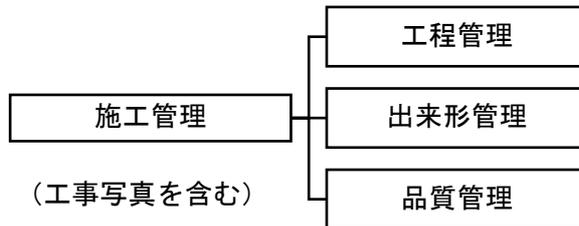
1. 目的

この基準は、下水道管渠工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質の確保を図ることを目的とする。

2. 適用

この基準は、西条市発注の下水道管渠工事について適用し、この基準に定めのない項目は愛媛県土木施工管理基準に準拠するものとする。ただし、工事の種類、規模、施工条件等により、この基準によりがたい場合は、別途協議するものとする。

3. 構成



4. 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定め、施工計画書に記載しなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、測定（試験）等の結果を都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。
- (5) 受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準により、工事写真を撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し直ちに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

5. 管理項目及び方法

(1) 工程管理

受注者は、工事内容に応じた方式〔ネットワーク方式（PERT）又はバーチャート方式など〕により作成した実施工程表により工程管理を行わなければならない。

(2) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理資料を作成し管理するものとする。

(3) 品質管理

受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。

この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、すべて実施するものとする。

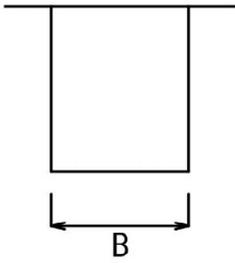
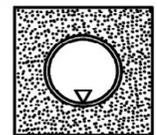
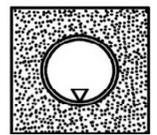
また、試験区分で「その他」となっている試験項目は特記仕様書で指定する場合及び監督員が指示する場合に実施するものとする。

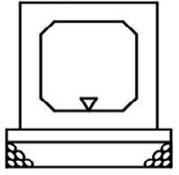
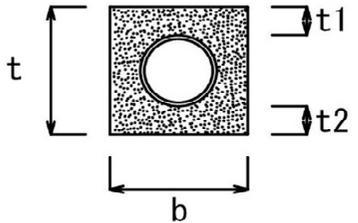
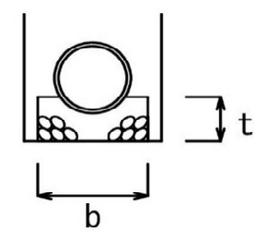
6. 規格値

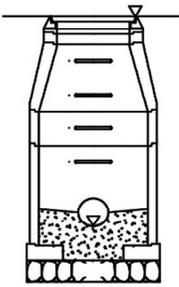
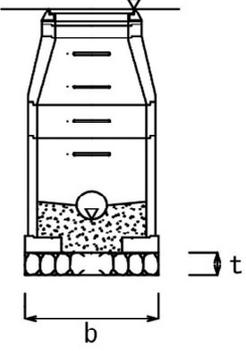
受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。ただし、現地取り合わせ等設計段階で設計値の確定が困難なものについて、監督員が認めた場合はこの限りではない。

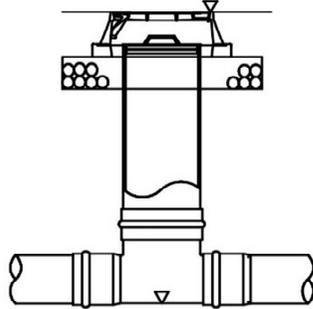
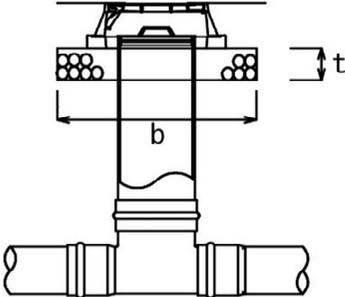
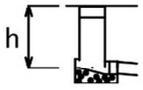
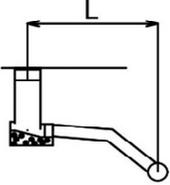
出来形管理基準及び規格値

(※規格値の単位はmm)

工種		測定項目		規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	適用
1	管路掘削	幅	B	-50	マンホール間ごとに1箇所測定する。		
2	管布設工 (自然流下)	管底高	▽	±30	マンホール間の両端部を測定する。		
		勾配		±10%			
		延長	ℓ	-ℓ/500かつ-200 ただし、1 スパン25m未満は-50	延長はマンホール間を測定する。		
		総延長	L	-200			
3	管布設工 (圧送)	管底高	▽	±30	設計図面による測点部を測定する。		
		総延長	L	-200	延長はマンホール間を測定する。		

工種		測定項目		規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	適用
4	矩形渠 (プレキャスト)	管底高	▽	±30	マンホール間の中央部及び両端部を測定する。		
		勾配		±20%			
		延長	ℓ	-ℓ/500かつ-200 ただし、1スパン25m未満は-50	延長はマンホール間を測定する。		
		総延長	L	-200			
5	砂基礎	幅	b	-50	マンホール間の中央部を測定する。		
		厚さ	t	-30			
	碎石基礎	幅	b	-50	マンホール間の中央部を測定する。		
		厚さ	t	-30			

工種		測定項目		規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	適用
6	推進工	管底高	▽	±50	管底高は、推進管1本ごとに1箇所測定する。ただし、小口径管推進は両端部とする。		
		勾配		±20%			
		延長	ℓ	-ℓ/500かつ-200 ただし、1スパン25m未満は-50	延長はマンホール間を測定する。		
		総延長	L	-200			
7	組立マンホール工	基準高 (管底高)	▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。		
		人孔天端高	▽	±30			
8	組立マンホール基礎	基礎幅 (碎石)	b	設計値以上	1施工箇所ごとに測定する。		
		基礎厚	t	-30			

工種		測定項目		規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	適用
9	小型マンホール工	基準高 (管底高)	▽	±30	1 施工箇所ごとに測定する。		
		人孔天端高	▽	±30			
10	小型マンホール防護 蓋基礎	基礎幅(碎石)	b	設計値以上	1 施工箇所ごとに測定する。		
		基礎厚	t	-30			
11	公共柵	ます深	h	-30	1 施工箇所ごとに測定する。		
12	取付管	延長	L	-200	1 施工箇所ごとに測定する。		

品質管理基準及び規格値

番号	工種	種別	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	適用	試験成績表による確認
1	管布設工	材料 (各種管 きよ)	外観・形状	目視による	外観検査 日本下水道協会「認定標章」 の表示があること。もしくは、 同等以上の材料とする。(管 種の確認を行う) 寸法・各種試験については、 JSWASによる。	(1)外観検査は全数につい て行う。 (2)寸法・各種試験は日本下 水道協会発行の「検査証明 書」の写しによる。		○
			寸法・各種試験な ど	JSWASおよびJIS による				
2	管推進工	材料 (各種管 きよ)	外観・形状	目視による	外観検査 日本下水道協会「認定標章」 の表示があること。もしくは、 同等以上の材料とする。(管 種の確認を行う) 寸法・各種試験については、 JSWASによる。	(1)外観検査は全数につい て行う。 (2)寸法・各種試験は日本下 水道協会発行の「検査証明 書」の写しによる。		○
			寸法・外圧強さ・コ ンクリート圧縮強 度・水密性・塗装な ど	JSWASおよびJIS による				
3	管きよ更生 工	設計図書の定めによる						
4	マンホール 設置工	材料 (各種管 きよ)	外観・形状	目視による	外観検査 日本下水道協会「認定標章」 の表示があること。もしくは、 同等以上の材料とする。(管 種の確認を行う) 寸法・各種試験については、 JSWASによる。	(1)外観検査は全数につい て行う。 (2)寸法・各種試験は日本下 水道協会発行の「検査証明 書」の写しによる。		○
			寸法・各種試験な ど	JSWASによる				

番号	工種	種別	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	適用	試験成績表による確認
5	ます設置工	材料 (各種管 きよ)	外観・形状	目視による	外観検査 日本下水道協会「認定標章」 の表示があること。もしくは、 同等以上の材料とする。(管 種の確認を行う) 寸法・各種試験については、 JSWASIによる。	(1)外観検査は全数について 行う。 (2)寸法・各種試験は日本下 水道協会発行の「検査証明 書」の写しによる。		○
			寸法・各種試験な ど	JSWASIによる				
6	水圧試験	施工	管路水圧試験	管内に充水し設計 水圧を負荷し、一 定時間(1~3時間) 保持してこの間の 圧力変化を測定	管路に漏水等異常が無く、 急激な圧力降下が生じない こと(初期圧力の70%程度以 内の保持)	管路施工完了時	・開始時、終了時に監督 員の立会い ・記録用紙の提出 ・試験方法は監督員の 指示による	